

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、企画提案書の提出を求めます。

令和6年2月7日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名 風景づくり計画改定支援業務委託

(2) 事業の目的

「風景づくり計画」は、景観法第8条に基づく景観計画として策定し、平成20年4月より運用を始めた。平成27年4月には、区民の風景づくり活動の充実を図り、届出制度の活用による地域特性に合わせたよりきめ細かな風景づくりを進めるため、大幅に改定し、運用している。

現在、新たな基本計画の検討が進められており、また都市整備方針の第二部「地域整備方針」（平成27年4月、計画期間10年）の改定作業が始まっている。現行計画の計画期間は概ね10年（令和6年度末まで）としていることから、これら上位計画との整合を図るとともに社会情勢の変化に対応した風景づくりを進めていく必要がある。

本業務は、風景づくり計画の改定に向け、令和6年度及び令和7年度の2年間をかけて、現行計画の評価検証、区民参加の企画運営、「風景づくり計画（案）」の作成等を支援することを目的とする。

(3) 業務内容（案）

- 1) 都内区市町村等景観計画の整理・分析
- 2) 上位計画及び関連計画の整理
- 3) 現行計画の検証・評価と課題整理
- 4) 意見交換会の企画・運営
- 5) 「風景づくり計画（骨子案）」の作成
- 6) 「風景づくり計画（素案）」の作成
- 7) パブリックコメントの実施支援
- 8) 素案説明会の実施支援
- 9) 「風景づくり計画（案）」の作成
- 10) 「風景づくり計画」の冊子版下作成
- 11) 「風景づくり計画」の冊子（概要版）版下作成
- 12) 報告書の作成

(4) 履行期間

令和6年5月中旬（予定）から令和8年3月18日（予定）まで

※令和7年度の業務についても、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。なお、契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当が

あること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。
※業務内容・スケジュールが変更になる場合は契約を締結しないことがある。

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されており、営業種目「都市計画・交通関係調査業務（取扱品目：地域・地区計画）」または「環境アセスメント関係（取扱品目：景観）」に登録があること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 過去5年間（令和元年度から令和5年度）に、本業務と同種、類似または地域業務を行った実績を有すること

【同種業務】

- ・東京都、東京都内区市町村又は東京都以外の近郊の県（神奈川県、埼玉県、千葉県）の政令指定都市において、景観法に基づく景観計画の策定業務（改定を含む）

【類似業務】

- ・東京都、東京都内区市町村又は東京都以外の近郊の県（神奈川県、埼玉県、千葉県）の政令指定都市において、景観計画の運用等に関する業務（ガイドラインの検討、景観計画区域の検討等）

【地域業務】

- ・世田谷区における風景づくり、都市計画または街づくりに関する検討業務

3. 企画提案書の提出者を選定するための基準

企画提案書の提出者の選定にあたっては、参加資格の確認のみを行う。

4. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本事項（提出書類の適正）
- (2) 企業実績（業務実績）
- (3) 技術者実績（技術者資格、実務実績、地域精通度）
- (4) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (5) 特定テーマに対する提案（課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫）
- (6) 業務実施方針（業務内容の理解、工程計画との整合性）
- (7) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (8) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション能力）

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区都市整備政策部都市デザイン課（担当：二見、落合）

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

電話：03-6432-7153

電子メール：SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：令和6年2月7日（水）から2月22日（木）

2) 交付場所及び方法

①世田谷区ホームページよりダウンロード

トップページ → 目次から探す → 住まい・街づくり・環境
→ 風景づくり → 風景づくりに関する条例・計画

②上記（1）にて窓口配布（土日祝を除く午前8時30分から午後5時まで）

(3) 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法

1) 期 限：令和6年2月7日（水）から2月22日（木）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記（1）

3) 方 法：持参または郵送（書留等、送達確認できるものに限る）又は電子メール

(4) プロポーザルに関する質問の受付及び回答

1) 受付期間：令和6年3月4日（月）から令和6年3月11日（月）午後5時まで

2) 質問先：都市デザイン課

電子メール：SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

3) 質問方法

- ・【様式7】「プロポーザル質問表」を上記2)記載のアドレス宛に電子メールにより提出すること。
- ・件名は「風景づくり計画改定支援業務委託プロポーザル質問（会社名）」とすること。
- ・メール送付後、区に確認の電話をすること。
- ・電話等口頭での質問には応じない。

3) 回答方法

令和6年3月18日（月）までに、区より招請通知を送付した全員に対し、受け付けたすべての質問に対する回答を、電子メールにより送付する。

(5) 企画提案書の提出日、提出場所及び方法

1) 期 間：令和6年3月4日（月）から

令和6年4月4日（木）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記（1）

3) 方 法：持参、郵送（書留等、送達確認できるものに限る）

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 契約等について
- ・ 審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
 - ・ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。
- (6) 参加表明書及び企画提案書の作成に関わる費用について
- 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。
- (7) 記載内容の変更について
- 参加表明書及び企画提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了解を得なければならない。
- (8) 提案者の失格について
- 参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (9) 参加表明書及び企画提案書の取り扱い等について
- ・ 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。ただし、実績の成果を確認するための図書（景観計画図書、ガイドラインのパンフレット等）で、提案者から申出をうけたものは、審査結果通知後、返却に応じる。
 - ・ 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 現行計画は区ホームページ上（下記リンク先）より閲覧可能である。
- <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/005/001/d00132608.html>